

野田市選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の規定により、令和7年7月20日執行の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における、不在者投票を行う場所等は次のとおりである。

令和7年7月3日

野田市選挙管理委員会
委員長 金子 憲一

場 所	期 間	時 間
野田市役所2階期日前投票所	7月4日から7月19日まで	午前8時30分から 午後8時まで
いちいのホール4階期日前投票所	7月4日から7月19日まで	午前8時30分から 午後8時まで
南コミュニティセンター1階 期日前投票所	7月4日から7月19日まで	午前9時から 午後8時まで
北コミュニティセンター1階 期日前投票所	7月4日から7月19日まで	午前9時から 午後8時まで
イオンノア店3階期日前投票所	7月4日から7月19日まで	午前9時から 午後8時まで